

熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項

（平成27年7月24日 熊本県告示第673号制定）

（目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）において定める介護老人福祉施設並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項の規定に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「老人福祉計画」という。）において定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため及び施設の整備を実施しようとする者の認可申請等に係る負担軽減に資するため、施設の整備に着手する前に事前協議（以下「事前協議」という。）を求めることとし、これに関し必要な事項を定める。

（事前協議の対象）

第2条 事前協議の対象となる施設の整備は、県から老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を受けて実施しようとする施設の増築（既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。）又は改築（既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。）とする。ただし、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。

（提出期限等）

第3条 前条の事前協議の対象となる施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整備に係る事前協議書を施設の整備に着手する年度の前年度の10月第1金曜日午後5時15分までに知事に提出するものとする。

2 前項の事前協議書の様式は、別に定める。

（決定）

第4条 知事は、前条第1項の規定により事前協議書が提出されたときは、当該事前協議書に係る施設の整備について意見を述べるものとする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。